

平成 26 年 7 月 17 日 子ども子育て審議会 幼保基準部会の議事概要

基準（案）に係る審議内容

＜事務局の説明＞

- 1 新制度の施行に係る認可基準、運営基準（給付対象の確認）については、国基準により条例化を図りたい。

【運営基準の補足説明】

- ・運営基準は、施設型給付費の給付対象であることを確認するための基準であり、保育サービスと運営基準とは分けて考える必要がある。
- ・認可基準と運営基準を異なる条件とした場合、認可はされても、給付されないということが生じる。

【認可基準の補足説明】

- ・認可基準については、新制度の目的が待機児童対策であること、保育士の確保が困難であること、新規参入による民間活力が必要なことから国基準としたい。
- 2 現状の認可保育所における保育内容については、基準条例の制定の有無にかかわらず、これを維持し、財政支援する。

【認可基準の補足説明】

- ・最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。
- ・認可基準については、新制度の目的が待機児童対策であること、保育士の確保が困難であること、新規参入による民間活力が必要なこと及び市の財政負担の観点から、国基準としたい。

＜委員からの主な御意見＞

【運営基準】

- ・幼稚園は、保育園と比べ、3・4・5歳の職員配置、特別支援の加配、公定価格などかなりの差が開いている。施設型給付の2階建て部分の都負担も示されない。保育園も幼稚園も、新制度に移行しない幼稚園についても、同じような待遇をしてほしい。
- ・既存の認可保育所と新規の認可保育所とは、同じサービス、同じ条件であるべき。
- ・既存の認可保育所が、現行の保育内容を維持することが確認され安心である。
- ・新規の認可保育所にも現行の保育内容を適用してほしい。

【認可基準】

- ・小規模保育事業B型の職員資格を5割以上とする案については、保育の質を確保する観点から現行の認証保育所の基準である6割以上にしてほしい。
- ・園舎の基準がなくなることは反対。
- ・保育料が上がり、保育の質は低下したでは困る。

【学童クラブ】

- ・事務局の提案は、国基準であるが、ガイドラインや要綱で定める国基準を上回る現行の保育内容を維持されたい。
- ・参酌基準は国基準の案を変更してもよいのであるから、ガイドライン・要綱で定める現行の保育基準を条例に定めることができるのではないかと。